

生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会  
議事等（要約）

1. 開催日時 令和5年（2023年）3月26日（日） 14時00分～15時30分
2. 開催場所 市庁舎4階 モニター室
3. 出席者 **【委員】**  
藤井 祥子 委員（弁護士） 樋口 信夫 委員（公認会計士）  
石橋 敏郎 委員（学識経験者） 堀端 裕 委員（行政経験者）  
和田 登志子委員（臨床心理士かつ公認心理師）  
**【事務局側】**  
津田健康福祉局長 林健康福祉局総括審議員 大林健康福祉局福祉部長  
村上保護管理援護課長 森下南区役所保護課長 保護管理援護課担当職員

4. 公開又は非公開の別 公開

5. 傍聴者数 なし（報道3社）

6. 議事に対する発言等要約

(1) 会長選出

堀端委員より石橋委員の推薦あり。熊本県立大学名誉教授石橋委員の会長就任について、全委員の承認あり。石橋委員を会長とする。

（会長挨拶）

生活保護制度は最低限度の生活を支え、セーフティネットとして重要な制度である。その信頼を揺らがしかねない事案。どうして起こったのか、防げなかったのか、チェック体制はどうなっていたのか。二度とこういうことが起こらないようにどのような組織づくりをすべきかについて、委員それぞれの立場からご意見をいただきたい。市民からの信頼回復のため、委員皆さんの協力をいただきたい。

(2) 検証委員会所掌事務等について（保護管理援護課長より説明）

質問等なし。

(3) 委員会の進め方（スケジュール案）について（保護管理援護課長より説明）

質問等なし。

(4) 生活保護制度及び不祥事の概要等について

① 生活保護制度の概要について（保護管理援護課長より説明）

質問等なし。

② 本市の生活保護業務の概要等について（保護管理援護課長より説明）

【藤井委員】中央区保護第一課と保護第二課の違いは何か。また、その分け方は。

【市】以前は1課体制であったが、保護世帯数および保護人員の増加に伴い、ケースワーカーも増えたことにより、組織が大きくなったことにより2課体制となっているもの。分け方は校区で分けているものである。

【堀端委員】ケースワーカー数について、中央区保護第一課は配置数18名に対し、現在稼働している職員が17名、中央区保護第二課は配置数19名に対し稼働している職員が13名となっているが、その理由は。

【市】二課に産前産後及び育児休業職員が多かったこと、また精神的な理由により就業制限がかかった者がいたことによる。

【堀端委員】国の標準ケース数80に対し、すでに市平均で担当ケース数が107。中央区保護第二課の職員はいない6名分（約600ケース）を残った13人で割り振り、（自身の担当に上乘せして）対応している。これは業務が困難。絶対的に職員を増やさないといけない。

【市】産前産後及び育児休業職員の場合は、会計年度任用職員が雇用できる。しかし、ケースワーク業務はできないため、補助業務となる。

【樋口委員】増員の方針については、いつまでにどのラインまで引き上げるのか。タイムテーブルはどのように考えているのか。また、増員することで国から交付金への影響はあるのか。

【市】定員管理計画にて、5年で社会福祉法に定める標準数まで確保すると謳っている。5年をめどに充足されるものと考えている。なお、国の監査等では毎年標準数確保を行うよう指摘を受け続けているところ。

【和田委員】新任ケースワーカーに対しては、職場指導員をつけているとのことだが、1年目のみか。

【市】1年目のケースワーカーのみ。

【石橋会長】ケースワーカー1人当たりのケース数は異常に多い。被保護者に対し十分な支援ができていないかという疑問とともに、過重労働になってストレスが溜まっていないか。政令指定都市の中では（充足率が）最下位をずっと争っている状況。これを機会にケースワーカーを増やすことが必要。予算は伴うが、今回を機に真剣に取り組まないと、また同じような事件が起きるのではないか。

③ 南区役所保護課職員による不祥事概要（保護管理援護課長より説明）

事案については、第2回会議で詳細を説明する。質問については、第2回以降で受けることとなった。

(5) 次回日程及び議事内容について（公開の可否について）

（次回日程）令和5年（2023年）4月24日（月） 10時00分より

（公開の可否）事務局より第2回会議の提示内容について説明。熊本市個人情報保護条例第7条第2号に該当する個人情報について取り扱うことから、第2回については熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会運営要綱第6条第3項に則り、会長より委員へ諮ったところ、非公開となることが決定。

（ 閉 会 ）